

南海トラフ地震等大規模災害時における四万十町  
と窪川警察署との施設の貸与協力に関する協定書

令和8年2月17日

## 南海トラフ地震等大規模災害時における四万十町と窪川警察署との施設の貸与協力に関する協定書

南海トラフ地震等大規模な災害により、窪川警察署（以下「窪川署」という。）が倒壊するなどして使用不能になった場合（以下「緊急事態」という。）に、四万十町役場の一部を、窪川署災害警備本部（以下「窪川署警備本部」という。）として借用することに関し、四万十町長（以下「甲」という。）と窪川署長（以下「乙」という。）との間で次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、緊急事態に四万十町役場の一部を乙が使用し、窪川署警備本部として使用することを目的とする。

### （使用箇所の指定）

第2条 乙が使用する四万十町役場の施設は、あらかじめ甲が指定する本庁東庁舎2階「町民活動支援室」とする。

2 甲は、指定された施設を貸与するにあたり、地方自治法第238条の4第7項及び四万十町公有財産管理規則第25条第2号の規定に基づき使用を許可するものとする。

### （使用期間）

第3条 使用期間は、緊急事態が発生した時点から、原則2週間以内とする。

### （使用申請）

第4条 乙は、四万十町役場の施設使用時に、別添「行政財産使用許可申請書」（以下「申請書」という。）を甲に提出するものとする。

### （使用許可延長の手続き）

第5条 使用許可の延長については、必要により甲、乙双方が協議するものとし、乙は延長する場合、申請書を再度甲に提出するものとする。

### （使用料）

第6条 行政財産の目的外使用に係る経費については、四万十町公有財産管理規則第31条の規定に基づき免除とする。

### （原状回復義務）

第7条 乙は本協定第3条又は第5条による使用期間が満了した時は、施設を原状に回復するものとする。

(管理責任)

第8条 甲は、乙が四万十町役場を使用するに当たり、発生した事故等に対する責任は一切負わないものとする。

(緊急事態における窪川警察署警備本部の開設等)

第9条 乙は、緊急事態発生時には甲に対し、本協定第4条による借用に関する申請手続きを行い、本協定第2条第1項に定める使用箇所に窪川警察署警備本部を開設することができるものとする。

(使用箇所の変更及び解約)

第10条 甲が乙に対し、本協定第2条第1項に定める箇所の使用を承諾できない事態が生じた場合には、甲、乙双方が協議の上、使用箇所の変更又は本協定の解約をすることができるものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙が協定の解約を通知しない限り継続するものとする。

(協議事項)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合には、その都度甲、乙双方が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方が記名押印の上、各1通をそれぞれが保有するものとする。

甲 高岡郡四万十町琴平町16番17号

四万十町長

乙 高岡郡四万十町榊山町4番19号

窪川警察署長